## 情報公開·個人情報保護審議会 諮問·報告事項

件

アンダー デ

U29 中小企業 de 働く魅力発見事業業務の委託について

名

内容は別紙のとおり

条例の根拠

## 【報告】

◇第14条第1項(業務委託)

(担当部課:文化観光産業部消費生活就労支援課)

# 事業の概要

<u> </u>			
事業名	U29 中小企業 de 働く魅力発見事業		
担当課	消費生活就労支援課		
目的	若者が区内中小企業に関心を持ち就職意欲が高まるよう、若者のしごと支援サイトによる情報発信や合同面談会、企業見学会等の開催により、若者と中小企業の接点をつくることでマッチングを強化する。また、若者が中小企業を就職先の選択肢としてもらえるよう、大学低学年層に向けた中小企業の魅力をPRするイベントを開催する。		
対象者	29 歳以下で就職を希望する者		
事業内容	本事業は、平成28年度及び平成29年度に、「東京都人づくり・人材確保支援事業補助金」を活用して実施したU29就職マッチング支援事業(平成27年度第8回本審議会了承事項)の主要メニューである「U29しごと図鑑」の運営とマッチング効果の高かったイベントを継続させつつ、新たに大学低学年層向けに中小企業の魅力発信を行うためのイベントを実施するものである。事業の特性から、若者の就職事情や中小企業の採用事情に精通し、キャリアカウンセリングと企業の採用支援についてのノウハウを備えているとともに、若者への情報発信のチャネルを備えている必要があるため、このような業務に実績・ノウハウを十分に有している事業者に委託し、実施するものである。 なお、次に掲げる事由により、上記補助金の対象業務(現行事業)と対象外業務(新規事業)を分けて委託する。 ① 上記補助金の交付要件として、学生(就職活動中の者は除く。)は対象外である		
	こと。 ② 大学低学年層への周知については、特に学生向けのチャンネルを広く保有している必要があること。		
	1 U29 中小企業 de 働く魅力発見事業(現行事業)		
	(1) 対象 ア 29歳以下で就職を希望する者(就職活動中の者に限る。) イ 若者の採用及び育成に意欲的な区内中小企業(10社程度) (2) 委託内容		
	ア 「U29 しごと図鑑」の運営 「U29 しごと図鑑」掲載企業の開拓・選定、掲載情報の企画・編集・制作、サイトの制作・運用管理を行う。また、サイトから、掲載する中小企業に直接応募できる仕様とする。 イ 若者向け就職支援セミナーの実施 若者と中小企業のマッチングに資する就職支援セミナーの企画、運営及びそれに伴うセミナー参加者の募集を行う。		
	ウ 合同企業面談会の実施 合同企業面談会の企画、運営及び参加中小企業と参加者の募集 エ 求人フェアの実施		
	実際の求人情報を見ながら、就職支援アドバイザーが就職相談を行う。 オ 企業見学会の実施 企業を訪問し、社員と交流しながら業種・職種研究を行う。 カ 若者向けフォローアップの実施 上記支援によっても就職が決まらない若者へのフォローアップを行う。		
	<b>2 U29 中小企業 de 働く魅力発見事業(新規事業)</b> (1) 対象		
	ア 関東圏の大学に通う低学年層の若者(年間30名程度) イ 若者の採用及び育成に意欲的かつ新しい商品・サービスの開発等により業績が好調な区内優良中小企業(5社程度) (2) 委託内容		
	上記(1)イの企業と(1)アの学生とのワークショップの開催(企業のプレゼンテーションと学生との意見交換の場を通じて、関東圏大学に通う学生に新宿区内の中小企業に関心をもってもらい、就職先の選択肢を広げてもらう。)		

# 件名 U29 中小企業 de 働く魅力発見事業業務の委託について

保有課(担当課)	消費生活就労支援課
登録業務の名称	U29 中小企業 de 働く魅力発見事業
委託先	1 現行事業 (株) HRP 2 新規事業 未定(随意契約により選定予定)
委託に伴い事業者に処理 させる情報項目(だれの、 どのような項目か)	1 現行事業(U29 しごと図鑑の運営) 【U29 しごと図鑑掲載企業の経営者・従業員に係る情報項目】 氏名、年齢、性別、勤め先、所属部署、役職、担当職務、肖像 【本事業を利用する若者に係る情報項目】 氏名、生年月日、住所、性別、電話番号、メールアドレス、採用結果 2 現行事業(U29 しごと図鑑の運営以外) 【本事業を利用する若者に係る情報項目】 氏名、生年月日、住所、性別、電話番号、メールアドレス、学歴、職務経歴、採用結果、相談記録 3 新規事業 【ワークショップ参加企業の従業員に関する情報項目】 氏名、勤め先、所属部署、役職 【ワークショップに参加する学生に関する項目】 氏名、生年月日、住所、性別、学校名、電話番号、メールアドレス
処理させる情報項目の記録媒体	紙及び電磁的媒体(委託先のパソコン)
委託理由	1 現行事業 都補助金の交付要件として、区市町村が委託事業として実施する旨が定められている。また、区職員では、就労支援が行う専門資格、実務経験を有するものは限られている。よって、効率的・効果的に就労支援を実施するため、本事業を委託する。上記委託先は、現行事業(U29 就職マッチング支援事業)の受託先である。 2 新規事業 区職員では、就労支援が行う専門資格、実務経験を有するものは限られている。よって、効率的・効果的に就労支援を実施するため、本事業を委託する。委託先は、若者の就職事情や中小企業の採用事情に精通し、キャリアカウンセリングと企業の採用支援についてのノウハウや若者への情報発信のチャンネルを備えている者を選定する。
委託の内容	1 現行事業 (1) U29 しごと図鑑の運営 (2) 若者向け就職支援セミナーの実施 (3) 合同企業面談会の実施 (4) 求人フェアの実施 (5) 企業見学会の実施 (6) 若者向けフォローアップの実施 2 新規事業 対象の若者と区内中小企業とのワークショップの開催
委託の開始時期及び期限	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで(次年度以降も、同様の委託を行う。)
委託にあたり区が行う情 報保護対策	<ul><li>1 区と委託先の間の契約書には、別紙「特記事項」を付す。</li><li>2 委託先に、業務従事者への個人情報の取扱いに係る教育状況を確認する。</li><li>3 委託先が収集した情報の管理・保管状況については、随時、立入検査し、確認する。</li></ul>

- 1 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定させる。
- 2 提供された情報は施錠できる金庫(キャビネット)に保管させる。
- 3 電磁的媒体の処理に係るパソコンの使用に際しては、パスワードを設定 し、指定された従事者のみ操作できるようにさせる。
- 4 若者向け就職支援セミナー等現行事業及び新規事業において参加者同士が知り得た個人情報については、参加者が外部に漏えいしないように適正に取り扱うよう徹底させる。

# 受託事業者に行わせる情報保護対策

- 5 原則として、各委託先の事務所外への個人情報の持出しは禁止するとと もに、やむを得ず持出しが必要な場合は、事前に区と協議の上、取扱責任 者に事前報告の後に持出しをさせることにする。当該持出しの際は、紛失、 盗難がないよう厳重な注意を払って管理させる。
- 6 業務開始前に全ての業務従事者に対して個人情報の取扱いについての教育を徹底させる。
- 7 委託業務の履行後、保有した個人情報は速やかに区に返還させる。また、 電磁的媒体については、電磁的媒体の処理に係るパソコン内に保有した個 人情報が残置していないかを確認させる。

## 特記事項

#### (基本的事項)

1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務(以下「業務」という。)を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

#### (秘密の保持)

2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した 後においても同様とする。

#### (適正収集)

3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

#### (本人収集及び利用目的の明示)

4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、 本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

#### (収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報 の収集を行ってはならない。
  - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
  - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
  - (3) 犯罪に関する事項
  - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

#### (持出しの禁止)

6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。た だし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

#### (目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

#### (適正な管理)

8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

#### (複写等の禁止)

9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

#### (再委託の禁止)

10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

#### (資料等の返還等)

- 11 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成 した個人情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子 計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、 甲が別に指示したときは、その指示に従う。
- 12 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

#### (個人情報を取り扱う従事者の指定)

13 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

#### (業務に関する報告)

14 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

## (監査等)

- 15 甲は、乙に課した情報保護対策(新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等)に基づき、乙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。
- 16 前項による確認は、年度当たり1回以上行うものとする。
- 17 乙は、第15項による甲の確認の際には業務の実施状況を明らかにするほか、業務に関する個人情報の管理状況について甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

#### (従事者に対する教育)

18 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

#### (事故発生時等における報告)

19 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

### (公表等)

20 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、乙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

#### (損害の賠償)

21 乙は、第1項から第19項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。